

岐阜県公報

目次

告示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定
 指定医療機関の廃止の届出
 指定医療機関の名称等の変更の届出
 保安林の指定

(地域福祉国保課) 四六九
 (同) (四七〇)
 (同) (四七〇)
 (可茂農林事務所) 四七〇

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

(環境生活政策課) 四七一
 (同) (四七一)
 (商業流通課) 四七一
 (建築指導課) 四七三

告示

岐阜県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第十二条の規定により告示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
あいざわ整形外科	藍澤 靖 仁	多治見市平和町七 八五	平成三・七・六
中部薬局 郡上市民病院前薬局	中部薬品株式会社	郡上市八幡町島谷字古川 一五二二 一	平成三・八・一
グッド調剤薬局	株式会社三晃	羽島市小熊町島二 一 二	同
アイセイ薬局 付知店	株式会社アイセイ薬局	メデイカルプラザ岐阜羽島 中津川市付知町広島野二 七一一 一	同
しまざと調剤薬局	株式会社フアーマシーリンク	大垣市島里一 一六二	同

第二千二百九十二号
 平成二十三年十月二十五日

(火曜日)

ちあき眼科	加藤千晶	各務原市那加萱場町三 ハイオン各務原ショッピ ングセンターF	同
さの内科クリニック	佐野祐次	羽島市小瀬町島二二二	同
ピノキオ薬局 池田店	ピノキオ商事株式会社	揖斐郡池田町池野字深池 道上七 六	同
柴田 齒科	柴田益美	多治見市白山町一三一 一	同

岐阜県告示第五百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	開設者	所在地	廃止年月日
中部薬品	岐南薬局	中部薬品株式会社	羽島郡岐南町野中二八 八	平成三〇・六・三〇
北島薬局		北島富子	不破郡垂井町二二八四	平成三〇・七・八
ピノキオ薬局・池田店		ピノキオ商事株式会社	揖斐郡池田町池野六一	平成三〇・七・三

岐阜県告示第五百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称及び所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該医療機関の名称及び所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名	称	開設者	所在地	変更年月日
新	南ひだ せせら	医療法人隆泉会	新 下呂市萩原町西上田	平成三〇・六・一
旧	老病院		一 九三六 一	
旧	下呂谷敷病院		旧 下呂市萩原町西上田	一 九六三 一

岐阜県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
加茂郡白川町三川字赤羽根二二二の一
- 二 指定の目的
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

公 示

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(二) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
- 三 代表者の氏名 橋本 浩二
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市田島町三丁目二〇番地七
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地震・津波・洪水等による緊急災害時、被災地への救援物資、及び人員の搬送等の支援活動を実施すること、又、当該活動を円滑に推進するために、ヘリコプターの安全運航に係る情報の共有、航空知識と操縦技術の充実を促進し、ヘリコプターの社会的地位向上のための研修・講習会を開催することによって、技術向上と全国支援体制の育成を図り、もって国民生活の安全と安心に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年十月四日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ルビナス
- 三 代表者の氏名 愛智 律子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市三福寺町二二九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、主に飛騨地区地域住民および飛騨地区を訪れる人々に対して、キャリアを積んだナーズ集団が主体となり独自に看護に関連する事業を行い、保健、医療、福祉の増進に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日

平成二十三年十月十四日

二 届出者の氏名又は名称
株式会社本巢ショッピングワールド
建物の名称及び所在地
LCワールド本巢

三 本巢市政田字上市場一四〇四番地の一
変更した事項

四 大規模小売店舗の名称
（変更前）真正リオワールドショッピングセンター
（変更後）LCワールド本巢

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十月十四日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社本巢ショッピングワールド

三 建物の名称及び所在地

LCワールド本巢（遊館）

本巢市政田字上市場一四〇四番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称
（変更前）真正リオワールドショッピングセンター（遊館）
（変更後）LCワールド本巢（遊館）

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年十月二十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年十月十三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヒマラヤ

三 建物の名称及び所在地

ヒマラヤ本館

岐阜市江添一丁目四番六号 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）四六七台

（変更後）四一九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）十四箇所

（変更後）十三箇所

建築基準法に規定する用途地域の指定のない区域で定める事項の区域区分の変更案の縦覧

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）に基づき次に掲げる事項の区域区分の変更をしたいので、次のとおり案を公衆の縦覧に供する。
なお、当該案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年十月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 用途地域の指定のない区域内で定める事項
 - 1 法第五十二条第一項第六号に規定する容積率の限度
 - 2 法第五十二条第二項第三号に規定する前面道路の幅員が十二メートル未満である建築物の容積率の限度
 - 3 法第五十二条第一項第六号に規定する建ぺい率の限度
 - 4 法第五十六条第一項第二号二に規定する隣地境界線からの距離に対する建築物の高さの限度
 - 5 法別表第三（欄五）の項に規定する前面道路からの距離に対する建築物の高さの限度
- 二 区域区分の変更を行う市
高山市
- 三 区域区分の変更を行う土地の区域
計画図書において表示する区域
- 四 案の縦覧場所
岐阜県都市建築部建築指導課及び高山市基盤整備部都市整備課
- 五 縦覧期間
平成二十三年十月二十五日から同年十一月八日まで

平成二十三年十月二十五日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター